事　務　連　絡
令和４年７月２１日

各　都道府県　保健所設置市　特別区　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現下の感染状況をみると、新規陽性者数はすべての都道府県で増加し、また、多くの地域では増加幅が大きくなるなど、急速な感染拡大が進んでおり、地域において外来医療のひっ迫が想定される状況です。こうした状況を踏まえ、下記のとおりの対応をお願いいたします。

記

○　現下の感染状況を踏まえ、すべての都道府県において、管内の保健所設置市及び特別区と調整した上で、以下４点の対応を実施していただくよう要請いたします。

①　薬事承認された抗原定性検査キットを、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対し、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）において、外来受診前に配布する体制の整備

②　①により配布された抗原定性検査キットで自ら検査をした結果陽性となった方が、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることができる体制の整備

③　休日、夜間においても、重症化リスクの高い有症状者が受診できる体制の整備

④　①～③の取り組みについて、住民に対して、自治体の広報やホームページ、受診相談のコールセンターでの案内などにより、適切に周知を図ること

（※）なお、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターが未設置の場合でも、発熱外来において抗原定性検査キットを配布するとともに、陽性となった方に対して受診勧奨など適切な措置がとられるよう配慮をお願いいたします。

（※）なお、事業者等への委託を行う場合は、行政検査として、配布に当たって生じる委託料を感染症予防事業費負担金の対象とすることが可能です。

○　都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区と調整し、管内の保健所設置市及び特別区分をとりまとめた上で、令和４年７月 22 日（金）12 時をメドに、別添様式に対応状況を記載の上、報告をお願いいたします。

提出先：

以上

発熱外来自己検査の仕組み
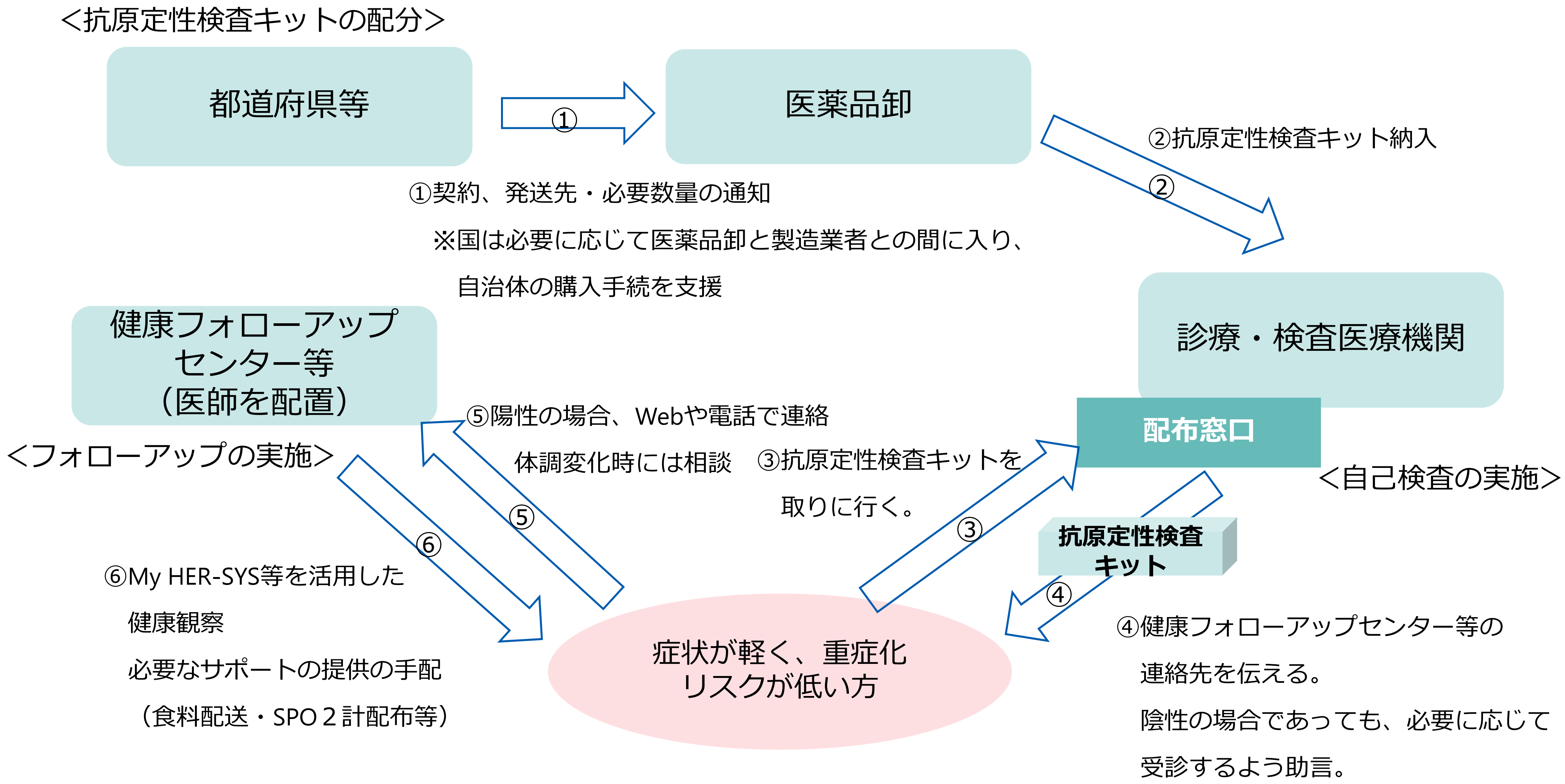
○　症状が軽く、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対して、発熱外来等で検査キットを配布し、自ら検査した結果を自治体が設置する健康フォローアップセンター等（医師の配置が必要）に連絡することをもって、発熱外来を受診することに代えて、健康観察を受ける体制について、医師会の協力も要請して整備する。